

# 令和5年度 海事局予算要求 (知床遊覧船事故対策関連)

---

(1) 小型旅客船等の安全設備導入

1. 改良型救命いかだの導入補助等

事故を踏まえた必要性

- 知床遊覧船事故では、水温が低い海域を航行する船舶の救命設備について、水中での救助待機を前提とする救命浮器と救命胴衣のみとする事の妥当性が課題となった。
- このため、知床遊覧船事故対策検討委員会の中間とりまとめにおいて、一定の水温を下回る海域を航行する船舶に対し、水中での救助待機が不要で、荒天時に落水せずに乗り移りが可能な改良型救命いかだ等の早期搭載を促進することが必要とされた。
- 改良型救命いかだ等の開発・早期搭載の促進について、今後速やかに具体化を図ることが必要。
- 救命いかだは、現在一般に使用されている救命浮器に比べ費用が高く、事業者の自助努力のみに頼っては、救命浮器に代えて、早期に、救命いかだを搭載することが困難であることから、導入のための支援が必要。

事業内容

- 救命浮器から、乗り移り時の落水危険性を軽減する措置が講じられた救命いかだ等(改良型救命いかだ等)への変更を行う事業者に対し、その導入を促進するための補助を実施
- 改良型救命いかだ等の開発・早期搭載を促進するため、安全基準・試験基準作成に係る調査を実施



救命浮器



スライダー  
※乗り移る際の  
落水を防止

スライダー付救命いかだ(写真は大型船用)



2点固定式救命いかだ(イメージ)

荒天時でも落水せずに乗り移りが可能な救命いかだ等の早期搭載を促進

事業効果

- 船舶から船外に脱出して救助を待つ際、水中での救助待機が不要となるため、低体温症のリスクが大きく減少し、長時間にわたり救助を待つことが可能となり、生存率が著しく向上(小型旅客船等の安全レベルが向上)

## 2. 業務用無線設備及び非常用位置等発信装置の導入補助

### 事故を踏まえた必要性

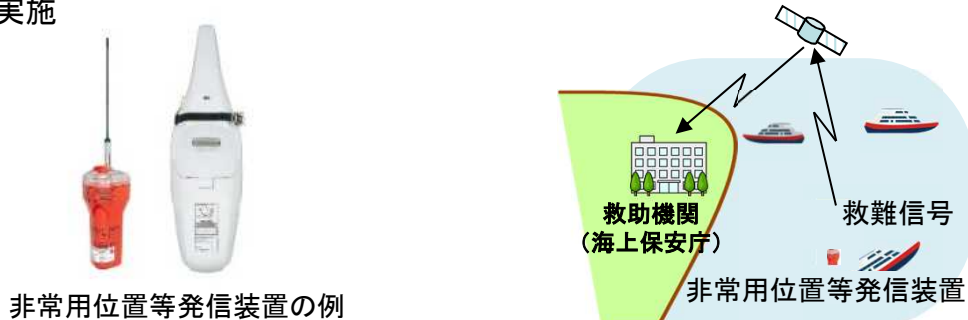
- 知床遊覧船事故では、携帯電話が繋がらない可能性がある地域であっても、海難発生時に確実に救助要請を実施できる設備の搭載が課題となった。
- このため、知床遊覧船事故対策検討委員会の中間とりまとめにおいて、海難発生時に救助を要請し、自船位置情報を継続的に通報できるよう、陸上との間で常時通信できることが求められる法定無線設備から携帯電話を除外した上で、周囲の複数の船舶等との連絡が可能な業務用無線設備の搭載を促進するとともに、非常用位置等発信装置の早期搭載を促進することが必要とされた。
- しかしながら、これらの設備は搭載に必要な費用が高額のため、事業者の自助努力のみに頼っているのは、早期に搭載することが困難であることから、導入のための支援が必要。

### 事業内容

- 周囲の複数の船舶等との連絡が可能な業務用無線設備を導入する事業者に対し、その導入を促進するための補助を実施



- 浸水時に衛星を通じて救助機関に救難信号を送るとともに、自船の位置を自動的に連絡することができる、非常用位置等発信装置を導入する事業者に対し、その導入を促進するための補助を実施



### 事業効果

- 海難発生時の救助要請や自船位置情報について、救助機関や周囲の船舶への迅速な発信が可能となり、救助までの時間を短縮し、救助の可能性が向上(小型旅客船等の安全レベルが向上)する。

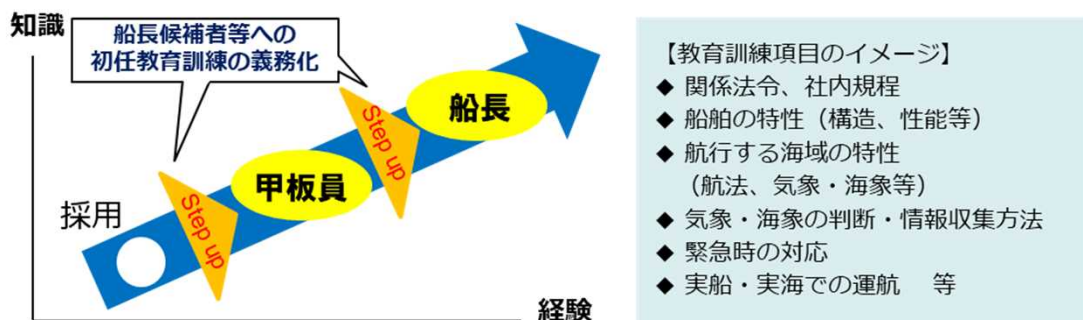
## (2) 小型旅客船の船長等の資質向上に向けた初任教育訓練の実施環境の整備

### 事故を踏まえた必要性

- 知床遊覧船事故では、事故当日、船長は安全管理規程を守らず、出航してはならない気象・海象条件下で出航した。これを踏まえ、小型旅客船の責任者として運航の可否判断や緊急事態対応を担う船長等の資質の向上が必要であり、知床遊覧船事故対策検討委員会の中間取りまとめにおいて、免許取得課程や各社での教育訓練を通じ、より一層の知識・技能等の習得が必要とされた。
- 他方、小型旅客船事業者は事業規模が小さく、船長等の資質向上に向けた教育訓練の実施環境や内容にばらつきがあることから、統一的な基準を設けるとともに、自力で教材等を作成することが難しい事業者などに対し、底上げのための支援を行うことが必要。

### 事業内容

- 小型旅客船事業者における船長候補者等への初任教育訓練が適切に実施されるよう、実施環境の整備を行う。
  - ✓ 小型旅客船の船長等に必要な知識・技能の具体的な内容の明確化（海域等固有の内容について実態調査も実施）
  - ✓ 各社で教育訓練を実施する際のガイドラインの策定（教育訓練内容の統一的な基準、各社での教材の作成方法等）
  - ✓ 教育訓練のうち、多くの事業者に共通する内容（緊急時の対応、救命具の取扱い等）の実施に必要な教材の作成
  - ✓ 教育訓練のトライアルの実施
- ▶ 各事業者は、ガイドラインを踏まえ、海域等の特性に応じた教育訓練を実施



## (3) 小型船舶の安全対策制度構築に係る調査等

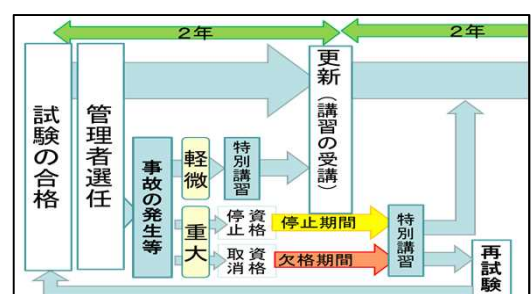
### 安全統括管理者・運航管理者の資質の確保

### 事故を踏まえた必要性

- 知床遊覧船事故では、安全意識の乏しい人物が旅客船事業者の経営者・運航管理者となったことにより、事業者の安全管理体制が破綻していたことが明らかになった。
- 経営層・運航管理者の資質のチェックを厳格化すべく、知床遊覧船事故対策検討委員会の中間取りまとめにおいて、管理者への試験制度の創設が必要とされた。

### 事業内容

- ・ 安全統括管理者及び運航管理者の試験（関係法令、海事知識等）
  - ・ 管理者の受ける講習（定期的講習＋事故等時の特別講習）
- の実施に向けた調査を実施
- ⇒ 管理者としての資質のない不適格者を排除



#### (4) 旅客船事業者の安全性の評価・認定制度構築に向けた検討調査

##### 事故を踏まえた必要性

- 知床遊覧船事故では、利用者には事業者の安全性を判別・選択できる仕組みが無かったことが課題となった。国や事業者による積極的な情報提供を進めるべく、知床遊覧船事故対策検討委員会の中間とりまとめにおいて、利用者保護・安全情報の提供の観点から、事業者の安全性の評価・認定制度(マーク等)の創設について、今後速やかに具体化を図るべきとされた。

##### 事業内容

- 評価・認定制度の構築に向け、旅客船業界等も交えた検討会を開催するとともに、旅客船事業者の実態や他モード事例等の実態調査を行って、制度設計を進め、利用者が事業者の安全性をマークなどにより簡便に確認できる環境整備を早期に実現する。

#### (5) 小型船舶の安全対策制度構築に係る調査等(再掲)

##### 国による利用者への安全情報の提供

##### 事故を踏まえた必要性

- 知床遊覧船事故対策検討委員会の中間とりまとめにおいて、上記と同様に利用者保護・安全情報の提供の観点から、国による更なる情報提供体制の構築について、今後速やかに具体化を図るべきとされた。

##### 事業内容

国において事業者の安全情報を定期的に収集・公表する。

- ・ 事業者の安全情報(船舶の情報や運航管理者の情報、行政処分等)をデータベース化
  - ・ 利用者に分かりやすく公表するため、ウェブサイト等を構築
- ⇒ ・ 利用者の選択に資する情報の提供  
・ 利用者の目によって事業者を律する



#### (6) 検査・監査等の適正な執行

- 知床遊覧船事故を踏まえた安全対策の一環として、日本小型船舶検査機構(JCI)への監督体制や、旅客船事業者等への監査を強化する。

##### 船舶検査等

- 船舶検査・測度実施体制の整備  
検査方法の総点検・是正、検査現場への立ち会い等を通じたJCIへの監督強化

##### 運航労務監査・運輸安全マネジメント

- 運航労務監査実施体制の整備  
旅客船事業者等への監査件数の増加、抜き打ち等による監視の強化等